芝山町○○○○地区自主防災会規約（案）

（名称）

第1条　この会は、芝山町○○○○地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関すること
2. 地震等に対する災害予防に関すること
3. 地震等の発生時における情報の収集伝達、救出救護及び避難誘導等

　　　　応急対策。特に災害時要援護者（高齢者・障害者等）の避難誘導に関すること。

1. 防災訓練に関すること
2. 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条　本会は、芝山町○○○○地区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第5条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　　　　　人
2. 副会長　　　　人
3. 班長　　　　　人
4. 会計　　　　　人

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、　年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第6条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

３　班長は、班を代表し、会長の命令を受けて、班住民をまとめ地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

４　会計は、本会の経費を管理し、会務の運営にあたる。

（会議）

第7条　本会は必要に応じて次の会議を開催する。

（１）総会

（２）役員会

２　総会は、区総会等に併せて開催し、次のことを審議する。

（１）規約の改正に関すること

（２）防災計画に関すること

（３）事業計画に関すること

（４）その他、総会が特に必要と認めたこと。

３　役員会議は、第５条に定める役員をもって構成し、次のことを審議する。

（１）総会に提出すべきこと

（２）総会により委任されたこと

（３）その他、役員会が特に必要と認めたこと

（防災計画）

第8条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

（会費等）

第9条　本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

　附　則　この規約は、平成　　年　　月　　日から実施する。

芝山町○○○○地区自主防災会役員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　　　　　　　名 | 備　　　　　考 |
| 会　長 |  |  |
| 副会長 |  |  |
| 副会長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 班　長 |  |  |
| 会　計 |  |  |

芝山町○○○○地区自主防災会防災計画（案）

１　目的

　　この計画は、芝山町○○○○地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

1. 防災組織の編成及び任務分担に関すること
2. 防災知識の普及に関すること
3. 防災訓練の実施に関すること
4. 情報の収集及び伝達に関すること
5. 避難誘導及び救出救護に関すること

３　防災組織の編成及び任務分担

　　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

　　　　　　　　班　長　⇒　情報係（情報の収集及び伝達）

　　会　長　⇒　班　長　⇒　救出救護係（負傷者の救出救護）

　　　　　　　　班　長　⇒　避難誘導係（住民の避難誘導）

４　防災訓練

　　大地震等の災害に備えて、情報の収集伝達、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

　（１）　訓練の種別

　　　ア　情報の収集伝達訓練

　　　イ　避難訓練

　　　ウ　救出救護訓練

　（２）　訓練の時期及び回数

　　　ア　訓練は原則として、防災週間（8月30日から9月5日）、火災予防運動期間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

　　　イ　訓練にあっては年○回、実施する。

５　情報の収集伝達

　　被害の情報等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため情報係

は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集す

るとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

６　救出救護活動

　（１）　建物の倒壊、落下物、がけ崩れ等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は積極的に救出救護活動に協力する。

　（２）　災害時要援護者（高齢者、障害者等）の保護、救出救護活動を行う。

７　避難誘導

　地震等が発生し、がけ崩れ等の土砂災害、火災の延焼拡大等により、地域住民の

生命に危険が生じ又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

　（１）　避難誘導の指示

　　　　　町長の避難勧告・指示が出たとき、又は、会長が必要であると認めたときは、避難誘導係に対し避難誘導の指示を行う。

　（２）　避難誘導

　　　　　避難誘導係は、会長の指示に従い住民を避難所へ誘導する。

　（３）　避難経路及び避難場所

　　　　　避難経路　○○小学校へは町道○○号線を南下し避難する

避難場所　○○小学校　○○中学校　○○公民館